

53 追浜駅前地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区		
		商業・複合住宅 A地区	商業・複合住宅 B地区	共同住宅地区
(1)	建築物 の用途 の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物は建築してはならない。 (1)一戸建ての住宅及び長屋 (2)共同住宅で、2階以下に住戸を設けるもの (3)寄宿舍又は下宿 (4)勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供するもの (6)自動車教習所 (7)倉庫業を営む倉庫 (8)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (9)工場で法別表第2(へ)項第2号及び(と)項第3号に規定するもの	次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物は建築してはならない。 (1)一戸建ての住宅及び長屋 (2)共同住宅で、2階以下に住戸を設けるもの (3)寄宿舍又は下宿 (4)自動車教習所 (5)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物は建築してはならない。 (1)一戸建ての住宅及び長屋 (2)共同住宅で、2階以下に住戸を設けるもの (3)寄宿舍又は下宿 (4)自動車教習所 (5)畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
(2)	建築物 の容積 率の最 高限度	10分の70。 ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積（容積率の対象となる部分に限る。この項において同じ。）の合計は、建築物の延べ面積（容積率の対象となる部分に限る。この項において同じ。）の合計の2分の1以上とし、かつ、学校、地方公共団体の支庁又は支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの及び市街地における適正な	10分の70。 ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の2分の1以上とする。	10分の40。 ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の2分の1以上とする。

		土地の高度利用に関する条例（平成 18 年条例第 72 号）第 7 条第 4 項に規定する建築物の用途に供する部分の床面積の合計は、建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 以上とする。	
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 5。 （法第 53 条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては、10 分の 7 とする。）	10 分の 3。 （法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物については 10 分の 4 とする。）
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	1,500 平方メートル	2,000 平方メートル
(5)	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 ただし、立体歩行者通路その他これに類する公益上必要なものの用途に供する部分についてはこの限りではない。	
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から 100m。 ただし、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区及び要整備地区の区域外において第 3 種高度地区の区域にあつては 60m、第 1 種高度地区の区域にあつては 45m とする。	
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等		

の構造 の制限	
------------	--